

会議（打合せ）報告書

会議(打合せ)の名称 又は議題	令和2年第6回 議会運営委員会		
報告者職氏名	主事補 小原 陽子		
日 時	令和2年4月17日（金） 午前9時30分から	場 所	市役所本庁舎4階 大委員会室
出席者	出席者 血脇敏行委員長、柴田圭子副委員長、古澤由紀子委員、石井恵子委員、 植村 博委員、中川勝敏委員、田中和八委員、秋谷公臣委員 長谷川議長、伊藤副議長 執行部 笠井市長、中村総務部長、川村総務課長 議会事務局 石井事務局長、萩原主査、東山主任主事		
【会議の概要】 議題 (1) 令和2年第2回白井市議会臨時会について ①提案予定の議案等について ②会期日程及び議事日程について (2) その他 《決定事項等》 (1) 令和2年第2回白井市議会臨時会について ①提案予定の議案等について 報告1件、議案6件とする。 ②会期日程及び議事日程について 会期日程は4月24日の1日、議事日程は議事日程案のとおりとする。 (2) その他 ・議場の貸し出しについて 新型コロナウイルス感染症が終息するまでの当分の間、執行部での会議の要に供するため、原則として議会で利用していない場合には、議場を開放する。 ・傍聴の取り扱いについて、 ホームページに掲載する傍聴を控える旨の啓発文の文言を委員長、副委員長で協議し決定したのち、議長に報告する。			

－開会 9：30－

石井事務局長

おはようございます。会議に先立ちまして、血協委員長よりご挨拶をお願いいたします。

血協委員長

皆さん、おはようございます。新型コロナウイルスの感染拡大の防止ということで、執行部の皆さまをはじめ、議員の皆さまも非常にご苦労されていると思います。さて、本日は令和2年第2回白井市議会臨時会についてという議題になっておりますので、慎重なるご審議をお願いし、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

石井事務局長

ありがとうございました。次に、会議にご出席いただきました笠井市長よりご挨拶をお願いいたします。

笠井市長

皆さんおはようございます。本日はお忙しい中、令和2年第2回市議会臨時会に関わる議会運営委員会を開催いただき、ありがとうございます。第2回市議会臨時会は、4月24日金曜日、午前10時に招集させていただきますので、よろしくお願いいたします。市から提案いたします案件については、専決処分についての報告が1件、議案として、白井市国民健康保険税条例の専決処分の承認を求めるものが1件、条例の一部改正が2件、令和2年度一般会計及び各特別会計補正予算が3件の計6議案となります。詳細につきましては、この後総務課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。なお、新型コロナウイルス対策に要する予算については、現在、国において、令和2年度補正予算第1号の編成作業が進められております。報道によれば、今月の22日に補正予算を可決したいとの情報がありましたので、市としましては24日の臨時会に、生活支援臨時給付金等を含む補正予算を提出する準備をしておりましたが、昨日首相から、生活支援臨時給付金の補正予算組みの組み換えの支持が出たことから、22日の国会の補正予算の成立は大変厳しい状況になりました。今日のNHKの報道では、27日に提出すると。ですから、早くても4月中に国会を通ると。こういう状況を受けまして、市としましては、1日も早く生活に困っている方に対しまして給付金を届けることが、最大の市としての役割だという認識のもとに、国会を通りましたら速やかに給付ができる準備を進めていきたいと思っておりますので、できれば市の補正予算については、専決処分などについての対応を皆さんにご理解いただきたいと思います。市としては、給付金を出せる組織、体制についてはもう進めております。ですから、この辺も含めて、従来の発想から少し考え方を変わっていただきまして、できれば、今回の制度はすべて国からくるお金であります。国の制度ですので、ただ、住民に早く届ける内容となっておりますので、その辺をご理解の上、専決処分についても、理解をお願いします。

石井事務局長

それでは、委員会会議につき、議事等につきましては血脇委員長にお願いいたします。

血脇委員長

ただいまの出席は8名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しております。これより令和2年第6回議会運営委員会を開会いたします。本日の議題はお手元に配付の議題の通りでございます。議題1、令和2年第2回白井市議会臨時会について、①提案予定の議題等について、を議題といたします。執行部より、今臨時会に提案予定されている議案の内容について説明をお願いいたします。

川村総務課長

改めましておはようございます。4月から総務課長になりました、川村と申します。改めましてよろしく申し上げます。

ただいま市長のほうから説明がありましたように、報告案件が1件、議案が全部で6件になります。それでは、令和2年度第2回市議会臨時会に諮ります議案の内容を説明いたします。着座にて説明させていただきます。資料のほうをご覧ください。報告第1号、専決処分につきましては、生涯学習課からの報告です。議会の議決により専決の指定をされている1件100万円以下の損害賠償の額の決定について、4月6日に専決処分をおこなったので報告するものです。主な内容は、令和2年3月16日午後4時ごろに、白井市笹塚DCMホームマック白井店屋外平面駐車場において、白井市職員が購入した合板を車両へ運搬していた際に、合板が風にあおられ、隣に駐車していた相手方の所有車に接触し、車両左側側面に複数の傷が生じたものです。損害賠償額は17万5450円です。賠償の相手方は、船橋市在住の1名です。令和2年4月6日に示談をいたしております。続きまして、議案の第1号につきましては、専決処分、白井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて保険年金課から地方税法施行令の一部の改正に伴い、条例の一部を緊急に改正する必要が生じ、専決処分したので、その承認を求めるものです。主な内容は、国民保険税の基礎課税分に係る限度額や、国民健康保険税の減額に関するものの改正です。施行日は、令和2年4月1日を施行日としています。次に、議案第2号につきましては、白井市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、保険年金課から、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金を支給するため、条例の一部を改正するものです。主な内容は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金を支給するため、その支給対象者や算定根拠などを定めるものです。施行日は公布日の施行となっております。次の議案第3号につきましては、白井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、高齢者福祉課から、介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者の保険料軽減の強化を図るため、条例の一部を改正するものです。主な内容は、第1号被保険者保険料のうち、第1段階から第3段階に該当する者の保険料を減額するものです。施行日は公布日の

施行となっております。次の議案第4号につきましては、令和2年度白井市一般会計補正予算の第1号について、財政課から、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3498万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ199億2343万3000円とするものです。小中学校学習用端末等整備事業に係る債務負担行為を追加するもので、歳入歳出予算の主な補正内容は、介護保険料の減額に伴う減収分について、一般会計から、介護保険特別会計保険事業勘定へ繰り出すものです。合わせまして、介護保険特別会計への送出金の財源として、負担割合に応じた負担金を歳入予算に計上するものです。また、GIGA スクール構想を推進するため、小中学校に学習用のタブレット端末等の整備をおこなう費用を計上するものです。次の議案第5号につきましては、令和2年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定の補正予算の第1号について、保険年金課から歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億5328万5000円とするものです。歳入歳出予算の主な補正内容は、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金を支給するため必要経費を計上するものです。次に、議案第6号につきましては、令和2年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算の第1号について、高齢者福祉課から、歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、白井市介護保険条例の改正に合わせて、第1号被保険者保険料を減額し、減額分を一般会計から繰入金として計上するものです。以上です。なお、詳細の説明につきましては、本日この後開催いたします議員全員協議会にて、担当課長のほうから説明をいたしますのでよろしくお願いいたします。

血脇委員長

ただいまの説明について、補足説明を求めたい方はおられますか。よろしいですか。それでは、補足説明はないということで、ここで執行部の方は退席となりますので…。

柴田副委員長

最初に専決のことをおっしゃられましたけれど、ここは議運なので、全員に諮ったわけでもないし、法律は法律なので、そこについて議会に対してどの程度のことを求める。了承してくださいってことで、それを通しますっていう意思表示ですか。どう捉えたらいいかわからないので。

笠井市長

今言ったようにルールもありますので、臨時議会を開催するか、もしくは承認していただくか。選択を議会のほうに委ねます。これは何度も言いますが、いち早く市民の皆さんに届けることが最優先ですので、この辺の選択は議会のほうにお願いしますが、1日も早い対応をお願いしたいと思います。

血脇委員長

ただいまの専決のことについては、市長のほうから全員協議会でも説明がなされるという

ことをお聞きしていますので、また全員協議会のほうでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、補足説明はないものと認めます。これで執行部の方は退席となりますので、ご苦勞様でした。

議題の②、会期日程及び議事日程について、を議題といたします。議会事務局長より、会期日程案及び議事日程案について説明を求めます。

石井事務局長

それでは、会期日程案及び議事日程案について説明させていただきます。初めに、第2回臨時会の会期日程案につきましては、4月24日金曜日の1日でお願ひしたいと思っております。1日でございますので、ペーパーの配布はしておりません。次に、議事日程案につきまして、お手元に配付の議事日程案をご覧いただきたいと思ひます。日程第1、会議録署名議員の指名から、会期決定、諸般の報告、専決処分報告が終わりまして、日程第5、議案第1号から、日程第10、議案第6号までとなります。議案につきましては、臨時議会でございます。申し合わせのとおり、委員会付託を省略いたしまして、本会議方式によりまして、1議案ずつ議案内容の説明、質疑、討論、採決でお願ひしたいと思ひます。

血協委員長

ただいま説明がありました会期日程案及び議事日程案について質疑はございますか。

質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。局長より説明のあった会期日程案及び議事日程案について原案の通り決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

血協委員長

異議なしと認め、原案の通り決定いたしました。続きまして議題の2、その他について議題といたします。委員の皆さまから何かございますか。よろしいですか。次に、議長からございましたらお願ひいたします。

長谷川議長

それでは私からですね、執行部への議場の貸し出しについてお諮りしたいと思ひます。先日の議員全員協議会において、新型コロナウイルス感染予防に係る対応にあたり、市長から要望のありました議場の貸し出しについてですが、新型コロナウイルス感染症が終息するまでの当分の間、執行部での会議の要に供するため、原則として議会で利用していない場合には、議場を開放することとしたいと考えております。ご意見等ございましたらお願ひいたします。

血協委員長

意見等ございますか。よろしいですか。それでは、当分の間、議場の貸し出しというような形をとることに進めさせていただきたいと思ひます。次に、事務局のほうから何かござい

ますか。

石井事務局長

それでは、議会の傍聴の取り扱いにつきましてご相談をさせていただきます。コロナウイルス関連に伴いまして、議会の傍聴につきましては、お配りした資料をご覧いただきたいと思います。現在、市の傍聴に関するご案内につきましては、現状では、手洗い、マスク着用を含む咳エチケットの迎行を啓発している状況になっておりますが、緊急事態宣言を受けまして、改めて近隣等の状況を確認した中で、傍聴の取り扱いが1段階上がっている状況になっております。資料でお示しした通り、できるだけお控えいただくようお願いする、という内容で変更している例が多くなってございますので、本市におきましても、傍聴におきましては、そのような方向で啓発をしていきたいと。また、インターネット中継等をおおいに利用していただきたいというような形で、啓発をしていきたいと考えておりますので、ご意見等がありましたらいただきたいと思っております。

血協委員長

ご意見ございましたらよろしく申し上げます。

田中委員

この後のところで確か議会のことが出ると思うので、その時にお話ししようかとは思っていたんですけども、今、3人で議席が並んでいるものですから、その間隔をとるために、傍聴席の利用を提案したいなと思ってました。

血協委員長

傍聴席の利用というのは、傍聴席に議員が着座するというようなことでよろしいですか。

田中委員

はい。

古澤委員

印西市、成田市、富里市、その辺を見ますと、できる限りお控えくださいという文言が入っています。これは市民の方々の権利というものを非常に尊重した言い方であると思っておりますけれども、本来であれば、きちんと新型コロナウイルス感染拡大の懸念がなくなるまでは閉鎖します、というような文言でも、私は本当はいいのかと思っています。国が緊急事態宣言を出しても、やはり不要不急で出歩く方もいらっしゃいますし、そのような状況の中で、逆にきちんと代替のものがないのなら考えますけれども、インターネットでライブ中継で見られるのですから、この場合は、私は、この期間は傍聴をとりやめます、みたいなしっかりした文言でもいいかなと思います。できる限りお控えいただくようお願いすることといたしま

した、という文言のほうが賛成は多いんでしょうけれども、私の考え方としては、この辺はきちんとなくすということを明言してもいいのではないかと考えています。

これ議会の時ですね。委員会のときの議員の傍聴は許されますよね。

血脇委員長

はい、これはあくまでも議会で。

他の市町村を見ますと、できる限りお控え、というような形で明記されているんですが、今、古澤委員からあったのは、制限をかけてしまうのも1つではないか、というようなご意見だったかと思うのですが、皆さんいかがでしょうか。

石井委員

確認ですが、今ここで示されたのは、今度の24日の臨時議会のことについて限られたことなんでしょうか。あるいはこれからずっとのことなんでしょうか。

血脇委員長

緊急事態宣言が5月6日までになっています。第2回定例会は6月1日を予定しております。ここで今お話しいただくのは、この臨時会について検討をしていただきたいということでございます。

石井委員

であるならば、もう1つ確認します。他市の印西市、成田市、富里市ができる限りお控え、というような文言は、これは期間限定で出されているものでしょうか。

石井事務局長

こちらにつきましては、コロナウイルスの件が世間を賑わしてきた段階で、各市で対応を考えたところでございますので、期間限定ということで事務局のほうでは考えてはいるところでございますが、当面直近にございます臨時会のことがございますので、何らかの見直しをしていきたいという風には考えています。

石井委員

であるならば、やはり今、緊急事態宣言が発出されている中ですから、基本的に国民は外に出ないようにしましょう、というのがこの緊急事態宣言の趣旨なわけですから、これはやはりここに、白井市の傍聴の皆さまへ、のところにそのような文言は入れるべきだと思います。文言をどんなふうに入れるかは、委員長と副委員長と事務局にお任せしていいと思います。要は、私は緊急事態宣言が出ているということを大事にしていかななくてはならないのではないかなという風に思っています。

血協委員長

石井委員の意見の中で、文言については、委員長、副委員長というようなお話があったんですが、皆さんそのほかご意見ございますでしょうか。

柴田副委員長

これ、ネット上に掲載されている文言ですよね。なので、期間とか、そういうことは明示する必要がなくて、期間が解除された場合に元に戻すってというような感じにすればいいので、今の白井市のこれよりも、せめて印西、成田ぐらいのことを記載したものをインターネット上で掲示する。もし、6月1日の本会議までまだ続くようであれば、それをそのままにする、解除されるようであれば元に戻すという柔軟性を求めているので、文言は私もいいと思います。

古澤委員

全協もありますので、そこでご意見が出るかもしれません。全協は決定機関ではありませんので、いろいろなご意見を聴取した結果をもって、議長、副議長、+αで適宜決めていただければいいと思います。

血協委員長

今の古澤委員のご意見ですが、よろしいでしょうか。

石井委員長

議運ですから、ここは。議会運営のことについて決めるのですから、今の臨時議会についての傍聴の扱いについては、委員長、副委員長で決めていただいていると思いますよ。それを全員協議会で議長のほうに報告し、皆さんに報告すればいいのではないかと思うのですが。そんなに大変なことではないと思いますよ。よろしくお願いします。

血協委員長

石井委員のご意見ですが、よろしいですか。そうしましたら、今臨時会についての傍聴の取り扱いについては委員長、副委員長で協議をさせていただいたのち、議長、副議長に報告、議長から全員協議会で決定事項を報告していただくというような形をとりたいと思います。

ほかに何かございますか。ないようですので、以上で本日の議題はすべて終了いたしました。よって議会運営委員会を閉会いたします。慎重なるご審議を賜り、ありがとうございました。

－閉会 9：59－